

寄 附 行 為

(財) 小豆島オリーブ公園

財団法人小豆島オリーブ公園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人小豆島オリーブ公園という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を香川県小豆郡小豆島町西村甲1941番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小豆島オリーブ公園（以下「オリーブ公園」という。）並びに小豆島オートビレッジYOSHIDA（以下「キャンプ場」という。）の管理及び運営を行うこと等により、県民の心身の健康の増進並びにオリーブ及びハーブ並びに郷土文化に関する知識の普及を図り、もって地域の文化の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オリーブ公園並びにキャンプ場の管理及び運営に関する事業
- (2) オリーブ並びにハーブの普及及び宣伝に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、香川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、香川県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に香川県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ香川県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事 8人以上15人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を香川県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を香川県知事に届け出なければならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき常務を処理する。

4 この法人と理事長との利益が相反する事項については、副理事長、専務理事の順によりこの法人を代表する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は香川県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事長は、急施を要する事項については、書面により可否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 この法人に、評議員8人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。

(評議員会)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第24条から第27条までの規定を準用する。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、香川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、香川県知事の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第32条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、香川県知事の許可を得て、小豆島町又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 補則

(委任)

第35条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理

事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。